

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	高石市
所属名	健幸づくり課
担当者名	塚本 かな

※第8期介護保険事業計画に定めた全ての取組と目標を記載くださいますようお願い致します。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R4年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における 具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①	○医療と介護の連携体制の充実 ○生活支援サービスの充実 ○地域における支え合い、助け合いの推進 ○相談支援体制・情報提供の充実 ○介護保険サービスの充実	○高齢者が終末期まで地域で暮らす地域包括ケアシステムの推進	一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現や自分らしい暮らしを最期まで続けるための「在宅医療・介護連携」の強化。	主任ケアマネ会議や多職種連携会議等で情報交換の実施。郵便局と包括連携協定を締結し、相談窓口や地域での見守り体制の強化に努めている。	△	在宅医療・介護連携体制の充実において、重点的に推進する必要がある。
①	○健幸に暮らせるまちづくり ○介護予防の推進 ○高齢者の生きがいづくり ○健幸のまちづくりの取組	○高齢者一人ひとりの健幸のための仕組みづくりの推進	生涯現役で活力のある生活を送ることができるよう、運動教室や認知症予防教室での健康づくりを支援する。また、我が事・丸ごとの「地域共生社会」の実現に向け、コミュニケーション事業等を通して生きがいづくりに取り組む。	地域包括支援センターとの連携による介護予防の推進、いきいき百歳体操や健幸づくり教室・健幸ポイント事業等の実施。	○	予防事業の取り組みによる認定者数の低減の数値を把握する手法を検討中
①	○認知症高齢者対策の推進 ○高齢者の尊厳の確保と権利擁護 ○家族介護者への支援	○認知症高齢者対策と高齢者の尊厳の確保	認知症の予防・共生に向けた相談窓口の充実や早期発見・対応の取組等に努める。また、尊厳や希望をもって日常生活を送れるよう、地域住民の認知症への理解・知識の普及活動に取り組む。	認知症初期集中支援チームにおける支援、認知症サポーターの整備。	○	
①	○多様な住まいの確保 ○ユニバーサルデザインの推進 ○安全・安心対策等の推進	○高齢者が住みやすい福祉のまちづくりの推進	バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方に基づき、安心・安全な暮らしやすいまちづくりに努める。	住宅改修の助成。災害時に円滑な対応ができるよう地域密着型事業所の危機管理部門を通して災害時の行動マニュアルの作成について検討。	△	市内の事業所全体との協力体制の構築
②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用・要介護認定の適正化	適切かつ公平な認定が行われるよう、学習会や研修会を行う。また、結果について調査票の点検を実施し、必要に応じて民間事業者への指導を実施。	調査票の点検の実施、民間事業者への個別の指導。	○	
②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用・ケアプランの点検	介護支援専門員によるケアプラン点検により、適切な介護サービスの提供や質の向上につなげる。	「ショートステイの長期利用に係る理由書」及び「厚労省が定める回数以上の訪問介護を位置づけるケアプラン」の届出に係るケアプランを点検し、適宜指導している。	○	

②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用 ・住宅改修の適正化	専門職等による工事内容の点検により、事故の防止や不必要な改修を防ぐ。また、写真等で確認できない等がある場合は、現地調査等により確認する。	専門職による工事内容の点検を実施。必要場合は現地調査を実施。	○	現地調査等に携わる人員不足
②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用 ・福祉用具購入・貸与調査	ケアプラン等により必要性を確認し、適切な福祉用具の購入・貸与につなげる。	ケアプラン等による福祉用具の必要性の確認。	○	現地調査等に携わる人員不足
②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用 ・医療情報との突合	国保連からの情報に基づき給付状況を確認し、誤給付等を防ぐ。	国保連からの「医療情報突合リスト」により給付情報を確認	○	
②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用 ・縦覧点検	国保連に点検を委託し、必要に応じて事業所やケアマネージャー等に確認する。	国保連に委託し点検を行う	○	
②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用 ・介護給付費通知	給付実績等から給付費通知を作成し、利用者に年3回送付する。請求に誤り等が発見された場合は即時に対応し、過誤申立等を行う。	給付状況を把握していただくため、給付費通知を年3回送付	◎	
②	○介護従事者の資質の向上 ○適切なサービス提供への支援 ○サービスの質の向上と介護人材の確保	○介護保険事業の適正な運用 ・給付実績の活用	給付実績等を活用し、不正等がないかを確認する。必要に応じて、事業書等への指導を実施する。	給付実績を活用して、不適正や不正な給付がないかを確認	○	

※適宜、行を追加して記入してください。